



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	地域おこし協力隊制度を利用した新規就農支援：北海道3地域を事例として
Author(s)	竹田, 駆; Takeda, Kakeru; 東山, 寛 他
Citation	北海道大学農経論叢, 76, 41-48
Issue Date	2023-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/88751
Type	departmental bulletin paper
File Information	05_takeda2.pdf



地域おこし協力隊制度を利用した新規就農支援 －北海道3地域を事例として－

竹田 駆・東山 寛*

Support System for New Farmers Using the Local Vitalization Cooperator.
A Case Study of Several Municipalities in Hokkaido, Japan.

Kakeru TAKEDA, Kan HIGASHIYAMA*

Summary

In recent years, an increasing number of regions in Hokkaido have been using the Local Vitalization Cooperator to support new farmers. This paper examines how and why the Cooperator system is being used to support new farmers, based on cases in three regions in Hokkaido where there are currently active members. The Local Vitalization Cooperator contributes to support for securing finance, and in combination with other support for securing farmland and technology, these support systems are established to assist new farmers with starting farming. There are five factors that contribute to the use of the Cooperator system as support for new farmers: three advantages for new farmers, and two from the perspective of the supporting actors. The advantages for new farmers are good support for living expenses, low risk of interruption of training, and long training periods. The factors from the perspective of the support actors are that the costs of recruitment and internship are subsidized and that it is possible to provide support more in line with the wishes of those wishing to enter farming.

Key words : Local Vitalization Cooperator, New farmers, Bearers, Regional agriculture

1. はじめに

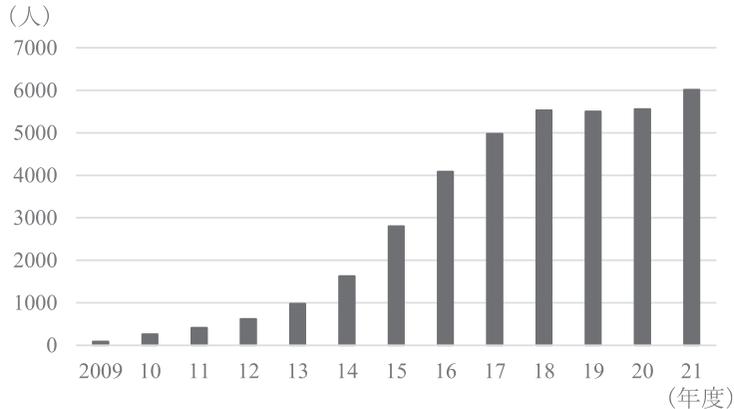
1) 背景と課題

日本農業の担い手は年々減少傾向にあり、高齢化も進行していることから、生産力を維持していくためには、新規就農を促進し、担い手を確保していくことが非常に重要である。政府は新規就農を促進するために、新規就農者育成総合対策を実施しており、経営発展支援事業や就農準備資金・経営開始資金などの事業を展開している。他方、新規就農に際しては障壁も多く、全国新規就農相談センターの「新規就農者の就農実態に関する調査結果（令和3年度）」によると、新規就農者が就農時に苦勞したこととして「農地の確保」が

72.8%で最も多く、次いで「資金の確保」が68.6%、第3位が「営農技術の習得」57.7%であり、その他の項目と比べても特に高くなっている。そのため、こうした農地や資金の確保及び技術の習得を支援するために、各自治体はそれぞれ独自の支援体制を構築している。その中で近年北海道では、地域おこし協力隊制度を利用して、協力隊員の期間で研修を行い、就農に繋げるといった支援体制を構築している自治体が増加している。

本論文の課題は、新規就農支援において地域おこし協力隊制度がどのように利用されているのか、そして、直接的には新規就農を支援するための制度ではない地域おこし協力隊が、就農支援として利用されているのはなぜなのかを明らかにすることである。そこで地域おこし協力隊制度を利用して新規就農支援を行っている道内の市町村の

*Corresponding author: khiga@agr.hokudai.ac.jp



第1図 地域おこし協力隊員数の推移

資料：総務省（2021）「地域おこし協力隊の概要」より筆者作成
 注）2014年度以降の隊員数は統一された旧田舎で働き隊との合算

中でも、現在活動中の隊員がいる厚真町、名寄市、深川市の3地域を対象として、2022年に行った実態調査をもとに各地域の支援体制の特徴について整理し、地域おこし協力隊制度が就農支援において果たす役割を考察する。

2) 地域おこし協力隊制度の概要

周知のように、地域おこし協力隊制度は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることを目的とした制度である。地域おこし協力隊員は、おおむね1年以上3年以下の期間、地域で生活し、農林漁業の支援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事する。具体的な活動内容や条件、待遇は募集自治体によって異なるが、受け入れる自治体は地域おこし協力隊員の活動に要する経費として、隊員1人当たり480万円を上限として財政措置を受けることができ、日々の活動に対する報償費や住居、活動用車両の借上費、作業道具・消耗品等に要する経費に充てられる。

地域おこし協力隊員数は2009年の制度開始以来年々増加しており、2021年度の隊員数は6,015名となっている（第1図）。総務省はこの隊員数を2026年度までに1万人にまで引き上げるという目標を掲げており、2021年度からは2週間から3か月の期間で協力隊の体験ができる「地域おこし協力隊インターン」の取り組みを新たに開始し、応募者の裾野を拡大することに努めている。

北海道は、2021年度の協力隊員数が821人と全国で最も多く、総数の約14%を占めており、地域おこし協力隊制度の活用が最も進んでいる地域である。関連して、2021年度までに任期終了後に同一市町村内に定住した隊員は、全国の累計で4,292人おり、そのうち495人（11.5%）が就農・もしくは就林し、122名（3%）が農林漁業に就業しており、地域おこし協力隊制度が第一次産業における担い手の確保に一定程度の役割を果たしてきたことがうかがえる。

3) 既存研究の整理

新規就農支援に関する既存研究として、江川（1999）は、「就農支援策の総合化」が必要であると指摘している。就農支援策の総合化とは、「新規参入者に対して、資金や農地、技術習得などの支援策をセット化し、参入者をサポートしていくこと」という意味と、支援措置において国・県・市町村が連携を図ること（支援主体の総合化）という2つの意味を含んでいる」と述べ、総合化が新規参入者の確保にプラスの効果を与えていることを示した。加えて、江川（2012）では公的機関や農業法人、農協などの関係機関による就農支援の実態が整理されており、現場レベルでの農地や住宅の確保に課題を残しつつも、就農の入り口段階（栽培技術習得、農地・機械確保、住宅確保、資金確保）での支援体制は整備されてきていると述べる。その一方で、新規就農者の就農後をサポートする出口対策（労働力確保、収入安

定、地域融合)の取り組みが十分ではないことも指摘している。これらの指摘を踏まえると、地域おこし協力隊制度を利用した新規就農支援が「総合化」されているかどうか、また、「入り口対策」、「出口対策」においてどのような効果を発揮しているかどうかを検討する必要があると言える。

地域おこし協力隊制度を利用した新規就農支援についての研究はほとんど存在せず、金ヶ崎(2021)によって北海道厚沢部町の事例を取り上げたものがあるが、就農支援の内容を紹介するものに留まっている。地域おこし協力隊制度を利用する地域が増加する中で、新規就農支援においてどのような役割を果たしているか、なぜ就農支援に利用されているかなどについての分析が必要であると考えられる。

2. 各地域における支援体制の特徴と就農実績

1) 厚真町の事例

(1) 支援体制の特徴

厚真町では農業担い手育成センターを設置して、協力隊員としての報償費や活動費助成、福利厚生費助成等に加え、研修農場での技術指導や農地の斡旋まで新規就農に対する総合的なサポートを提供している。一般的に就農希望者は地域おこし協力隊の任期である3年以内での就農を目指す。1年目は研修農場や地元農家での作業を通して農業の「いろは」を学ぶ。冬には座学で経営や機械のメンテナンス、工具の使用法などの知識を身に付ける。最初の1年間で様々な品目の中から生産する品目を検討し、2年目から研修農場で実際にその品目を栽培、またはその品目を生産している農家の下に技術を学ぶ。それと同時に、条件に合う農地を探し、3年目には就農予定地で実際に営農を行う。研修農場専属の指導員の下、地元農家や農業改良普及センターの指導も受けながら、実践を通して技術を獲得していく。就農時には厚真町担い手育成夢資金(以下、夢資金)(注1)や青年等就農資金(制度資金)による資金調達も可能であり、就農後も引き続き担い手育成センターが技術指導や営農相談を受け付ける。

研修農場には40年以上地元の農協に務めた経験豊富な専属の指導員が配置されており、栽培技術

に留まらず、農業に関する幅広い指導を受けることが出来る。研修農場にはハウス8棟とトレーニング圃場(畑)があり、ハウス栽培のいちごやほうれん草、露地栽培のアスパラガス、カボチャ、ブロッコリーなど様々な品目の指導を受けることが出来る。2022年7月時点で研修を受けているのは1、2、3年目にあたる3名ずつの計9名がおり、それぞれ異なるバックグラウンドや農業への想いを持ちながら就農に向けて準備を行っている。また、地域おこし協力隊インターンでの農業体験の受入も開始している。

(2) 受入姿勢と就農実績

受け入れの条件は原則20歳以上40歳以下であることで、妻帯者を優先するが、農業への理解や意欲など総合的な判断のもと、単身者の受入も行っている。自己資金に関しても確認はするものの、その多寡が採用の決定的な条件ではない。作物の限定はないが、研修農場で教えられている、ほうれん草もしくはいちごでの就農が多い。それ以外の作物で就農したい場合は、地元農家での研修となる。

これまで協力隊員から就農した人数は13名に上っている。品目はほとんどがほうれん草もしくはいちごであるが、現在の研修生にはホップやんにくでの就農を目指している者もあり、比較的自由である。厚真町は他の地域に比べても新規就農者数が多いが、これは札幌や苫小牧、新千歳空港に近いという地の利や、多品目地域で品目の限定が無いことで多くの就農希望者を引き付けていることによると考えられる。

(3) 就農事例

2014年に就農したA氏は、以前は埼玉県で飲食業に従事していたが、東日本大震災を契機に家族で過ごす時間を大事にするため北海道への移住を決意した。移住に際し就農を検討していたところ、報償費をもらいながら研修が出来ることや立地の良さから、厚真町での就農を決めた。当時はまだ研修農場が無かったため、1年目は夏から農家を回って手伝いを行い、2年目から地元農家の下でほうれん草の研修を開始した。3年目に就農地での実践的な研修を行い、翌年に就農した。研修中は地域おこし協力隊員として支援を受けたほか、町営住宅の無償貸与を受けた。

就農時は先述した「夢資金」を利用するなどして資金を調達し、農地は町からの斡旋により貸借で確保した。就農時の規模はほうれん草のハウスが3棟であったが、9年目の現在までに徐々に規模を拡大させて16棟までになっており、安定的な経営を実現している。就農当初は農協に出荷していたが、現在ではスーパーや生協が主な販路となっている。2021年に新規就農優良農業経営者として表彰を受けた地域のモデルとなる新規就農者である。

厚真町は早くから地域おこし協力隊制度を利用した新規就農支援を行っており、多くの新規就農を実現させている。専任の指導員を配置した研修農場の存在によって確実な技術習得が可能となっており、新規就農支援のためのノウハウも蓄積されている。こうしたことを勘案すれば、道内における地域おこし協力隊制度を利用した就農支援のモデル地域と言えるだろう。

2) 名寄市の事例

(1) 支援体制の特徴

名寄市では協力隊員としての報償費や活動費助成、福利厚生費助成等に加え、実際に移住する地域の農家での研修や、関係機関によって構成される新規就農者支援チームによる営農のサポートが提供される。厚真町と同様に協力隊の任期上限である3年以内での就農を目指す。1年目はまずこの地域に入るかを決定し、地域が決まればその地域の農家の下で研修を受ける。1年目のうちに様々な作物を学んだ上で、実際に作りたい作物を絞っていく。2年目には希望する作物を作っている農家の下での研修となり、3年目は就農予定地などでの実践的な研修に移行する。農地の確保は研修受け入れ農家の伝手などで探していく。地域の協力が不可欠なため、まず地域の人からの理解を得るところから始めることを重視している。就農時は市独自の制度である経営準備支援助成金(註2)や、青年等就農資金(制度資金)で資金調達が可能である。就農後も名寄市、名寄市農業振興センター、農業委員会、上川農業改良普及センター、JA道北なよろから結成される新規就農者支援チームが毎月圃場の訪問を行うなど、営農をサポートする。2022年現在、1名が研修中で、稲作の第三者継承に向けて継承先での研修を

行っている。また、2023年度から大学卒業直後の研修生1名を受け入れる予定である。

この他に、地域おこし協力隊以外からの就農ルートも存在している。その場合、就農準備資金等を利用して、指導農業士の下で1～3年の研修を行い、独立就農を目指すこととなっている。

(2) 受入姿勢と就農実績

受け入れの条件は18歳以上45歳未満で、単身者の受け入れも行っている。明確な自己資金額の要件はなく、その他の要素を加味した総合的な判断を行っている。作目の限定も存在しない。採用において重視しているのは農業への熱意、人物の社会性、農業のスタイルが明確になっているかなどであり、単身の場合はパートナーを得られるかどうか判断の材料になりうる。

これまでに就農した人数は2名となっている。気候などの自然条件の厳しさもあって数は多くないが、受入間口は広くしつつも適性をしっかりと見極めることで、確実な就農を実現しようとしている。

(3) 就農事例

名寄市で最初の地域おこし協力隊員からの就農者となったB氏は、2014年に大学を中退して就農を志し、地域おこし協力隊員として採用され、研修を開始した。協力隊員になった時点では農業経験はなく、単身で、自己資金も無かった。1年目は地域の農家を回って様々な作物の栽培を学び、2年目からは名寄市において基幹的な作物であるスイートコーン、もち米、アスパラの複合経営で就農することを決め、それらを栽培している農家の下で研修を行った。3年目のタイミングで研修受け入れ農家と土地が隣接する農家がちょうど離農したため、その土地で実践的な研修を行い、翌年その土地で就農した。

研修中は地域おこし協力隊員として報償費や活動費を受給し、住宅も市営住宅を無償で借り受けることが出来た。研修中に他の地域で活動していた地域おこし協力隊員の女性との出会いがあり、その女性も名寄市に移住して農業次世代人材投資資金(当時)の準備型を利用して1年間の農業研修を受け、夫婦で就農を果たした。青年等就農資金を利用して資金調達を行い、移植機を購入するなど初期投資を行ったが、農地が隣り合わせの研

修受け入れ農家から機械を借りることもできたため、最低限の投資額に抑えることが出来た。

就農時の規模は水稲が約2.4haで、このうちアスパラが30a、スイートコーンが1.5haほどだったが、6年目になる2022年までに水稲が7ha、スイートコーンが3haまで規模が拡大しており、経営の安定化が図られている。来年（2023年）から水稲の規模がさらに8ha増える予定であり、今後水稲作の規模拡大を目指していく方針である。販路は就農時から一貫して農協である。

以上のように、農業経験や自己資金が乏しく、単身の状態で移住して農業研修を開始しても、自治体の支援を受けながら、新規就農者が安定的な経営を確立することが出来ていると言えよう。

3) 深川市の事例

(1) 支援体制の特徴

深川市には支援組織として新規就農者の募集や研修農家とのマッチングを行うための組織である深川市新規就農等受入協議会（以下、受入協）と、就農や定着の支援を行う深川市就農支援会議（以下、支援会議）の2つがある。また、深川市、JAきたそらち、株式会社深川振興公社の出資により株式会社深川未来ファーム（以下、未来ファーム）が設立されており、就農希望者の窓口になると共に、保有する農場で就農希望者の研修も行っている。

就農希望者は協力隊員としての報償費や活動費助成、福利厚生費助成の受給に加え、未来ファームや受入協の構成農家の下での研修、支援会議からの農地情報の提供や就農計画作成の支援を受けることが出来る。受入農家や未来ファームで2～4年間の研修を受けながら、支援会議と共に農地を探し、就農を目指す。就農時には市独自の就農支援資金（註3）や国の青年等就農資金で資金調達が可能である。就農後は普及センターとJAきたそらち、深川市により構成されるJAきたそらち深川地区担い手プロジェクトチームの支援を受けて営農を行っていく。

2022年11月時点で地域おこし協力隊員として4名が未来ファームで研修を受けており、それ以外にも2名が就農準備資金を利用して受入農家の下で研修中である。

(2) 受入姿勢と就農実績

受け入れ条件は65歳以下というだけで、単身者の受け入れも行っている。パートナーの存在や自己資金額に関する明確な要件も存在せず、作物の限定もない。農業経営を行っていくのに一番重要なのは「意欲」であり、受け入れ間口を広くし、その上で選考を行うのが良いとする地域農家の意見を反映したものである。また、独立就農、雇用就農、第三者継承など多様な就農形態での受入に対応し、就農形態に応じた様々な研修パターンを用意して地域の担い手を確保することに努めている。地域おこし協力隊制度による新規就農支援を開始したのが2020年度からであるため、地域おこし協力隊員からの就農実績はまだ生まれていないが（2022年調査時点）、研修中の就農希望者は一定数存在しているため、今後の就農実績が積みあがっていくことが期待される。

3. 各地域の支援制度と地域おこし協力隊制度の利用

1) 各地域における支援体制の整理

3地域の支援体制を第1表にまとめた。まず「総合化」の観点から考察すると、いずれの地域においても資金や農地の確保、技術習得、就農後の支援がセット化されていることで、より円滑な新規就農を可能にしていると言える。また、支援主体の総合化については、道レベルの北海道農業担い手育成センターとの連携はあるものの、それぞれ地域ごとで異なる支援体制が構築されており、市町村レベルの主体性が強くなっていることが分かる。国の支援制度との連携という面では、それぞれの地域が地域おこし協力隊制度や就農準備資金、青年等就農資金などの国の制度を利用しながら、不足している部分は市町独自で就農時の資金制度、研修農場を整備するなどして補完していることが分かる。

「入り口対策」という観点から考察すると、それぞれ資金の確保、農地の確保、技術の習得についての支援が取り組まれており、実際に厚真町と名寄市では、それらの支援を通して新規就農が実現している。特に厚真町では、研修農場の設置によって多数の新規就農を実現してきている。一方で、「出口対策」という観点からは、就農後の支

第1表 各地域の支援体制

	厚真町	名寄市	深川市
開始年度	2013年	2013年	2020年
新規参入者数	13	2	0
研修中人数 (うち、協力隊員)	9 (9)	1 (1)	6 (4)
研修中資金支援	協力隊	協力隊/就農準備資金	協力隊/就農準備資金
就農時資金支援	夢資金など	経営準備支援助成金など	就農支援資金など
農地確保支援	担い手育成センター	地域農家	支援会議
技術習得支援	研修農場	地域農家	受入農家/未来ファーム
就農後支援	担い手育成センター	新規就農者支援チーム	JA 深川地区担い手プロジェクトチーム

資料：実態調査・自治体公表資料より筆者作成

第2表 地域おこし協力隊制度を活用した支援の内容

	厚真町	名寄市	深川市
月報償費	20万円	20万円	20万8千円
福利厚生費助成	健康保険料・年金保険料の半額	健康保険料・年金保険料の半額	社会保険への加入
活動費等助成	住宅家賃補助、活動車両維持・燃料費、作業道具など	自動車の借上料、通信回線の借上料、免許取得支援、住宅無償貸与など	一部家賃補助、活動車両の借上料、燃料費など
任用形態	業務委託	業務委託	会計年度任用職員

資料：実態調査・自治体公表資料より筆者作成

援が地域の関係機関と連携して取り組まれており、販路の確保には農協の関与が見られる。厚真町と名寄市では、共に就農後の経営確立に対するサポートも行ってた。

以上のように3地域とも、地域おこし協力隊制度を始めとした、様々な国の支援制度を活用しながら、不足している部分は自治体独自で補完することによって、「入り口対策」から「出口対策」までをセット化した総合的な新規就農支援体制を構築することによって、新規就農を促進していると言える。

2) 各支援体制における地域おこし協力隊制度の利用

各地域における地域おこし協力隊制度による支援の内容を第2表にまとめた。報償費や活動費の助成については大きな差はなく、どの地域も同水準の支援を行っている。協力隊の任用形態は厚真町と名寄市は業務委託、深川市は会計年度任用職員となっているが、支援内容や活動内容に大きな違いはない。「入り口対策」「出口対策」という観

点から考えると、地域おこし協力隊制度は入り口対策のうち、研修中の生活費や活動費を含めた資金確保において一定の役割を果たしていると言える。他方、農地の確保、技術の習得については別途の対応が必要であり、それらと組み合わせた新規就農支援が必要である。つまり、地域おこし協力隊制度は就農支援において一定水準の資金確保の役割を果たしているが、総合的な新規就農支援を行うためにはそれ以外の部分に対する支援とセット化して、総合的な新規就農支援体制を構築することが必要であると言える。

4. 地域おこし協力隊制度が就農支援に利用されている要因

地域おこし協力隊制度が就農支援に利用されている要因を、就農のための制度である就農準備資金と比較したうえで就農者に対する利点から3点、支援主体側の視点から2点の計5点を指摘する。本来は両制度を活用している事例間の比較とすべきかもしれないが、十分な準備がないため、

以下では制度間の比較に留まることをあらかじめ述べておく。

まず就農者に対する利点から1点目は、地域おこし協力隊員の報償費が就農準備資金と比べても遜色がなく、活動費も保証され、期間が長いことが挙げられる。協力隊員の条件は各地域によって若干の違いはあるものの、月額報償費のおおよそ20万円と住宅、活動車両などに対する補助を3年間受けることができる。就農以前に自己資金を十分に持たない就農希望者も多いため、地域おこし協力隊制度を利用して研修をするメリットがある。

2点目は、就農準備資金は実際に就農しなかった場合には返還する義務があるのに対し、地域おこし協力隊制度は実際に移住・就農という結果に結びつかなかった場合でも、報償費などを返還する義務が存在しない点である。協力隊員になる際は、移住・就農を期待されて採用されるのであるが、様々な事情でそれが叶わない場合もある。そうした際に報償費などを返還する義務のない地域おこし協力隊制度は、就農しなかった場合に返還の義務がある就農準備資金と比較して、就農希望者にとってリスクが低く、利用しやすい面がある。ただし、研修を中断しやすくなる面もあるため、自治体にとっては採用時点で就農希望者の意欲や覚悟を見極め、確実な就農に繋げていく運用を行うことが求められる。

3点目は地域おこし協力隊の任期が最大3年間であり、技術習得のための期間が確保される点である。それによって、それぞれの地域では3年間の研修期間を設けて、技術習得をサポートしている。就農準備資金の期間が2年間であるのに対して、地域おこし協力隊の期間は3年間であり、希望者にとっては一定水準の生活が保証された上で、より確実な技術習得に繋がれると考えられる。

次に、支援主体側の視点として1点目は、地域おこし協力隊員の募集等に要する経費や「地域おこし協力隊インターン」に要する経費が国から助成される点である。各自治体は就農希望者にアピールするために全国就農フェアに出向くなどの募集活動を行っている。そのための経費が助成されることで、各自治体は積極的な募集活動を行うことが出来る。また、「地域おこし協力隊インターン」の制度を利用して農業体験をしてもらう

ことも可能で、農作業や地域のことを理解した上で地域おこし協力隊員となってもらうことが出来るようになる。

2点目は、地域おこし協力隊制度を利用することで、より就農希望者の要望に沿った支援が可能になる点である。上述した「新規就農者の就農実態に関する調査結果（令和3年度）」によると、就農地を選択する際に2番目に多い理由として「行政等の受け入れ・支援対策が整っていた」が挙げられていた。新規就農を志す者はインターネットや就農フェアに参加して、色々な地域を見た上で、どこの地域で研修を行うかを比較検討するため、地域にとっては、就農希望者の要望に沿った支援体制を構築する必要がある。そこで、就農準備資金だけではなく地域おこし協力隊制度を利用した就農支援の仕組みも準備することで研修制度の幅を広げ、新規就農希望者の多様な要望に応えられるようなアレンジができるようになると考えられる。

5. 結論

本論文では北海道の3地域を事例に、新規就農支援において地域おこし協力隊制度がどのように利用されているのか、また、地域おこし協力隊制度がなぜ就農支援として利用されているのかを考察した。

まず、地域おこし協力隊制度は就農支援の中でも資金確保支援の意味合いを持つことを指摘した。事例地域では地域おこし協力隊制度や青年等就農資金などの国の制度と、自治体による独自の資金支援制度を組み合わせ、全体の支援体制を構築していた。資金の確保は、独立就農にあたって決定的に重要なポイントである。さらに、各地域は独立就農に向けた農地の確保や技術の習得について別途の支援を行っているが、それらとセット化することで総合的な就農支援体制を構築することが求められる。

次に、地域おこし協力隊制度が就農支援として利用される要因を、就農希望者にとっての利点から3点、支援主体側の視点から2点にわたって整理した。前者については、単純に就農準備資金と比較すれば生活費などへの支援が充実していること、研修の中断に伴うリスクが低いこと、任期が

3年間で研修の期間を長く取れることである。後者については、募集やインターン実施に要する経費が補助されること、就農希望者の多様な要望に沿った支援体制の構築が可能になることである。この面では、就農希望者にとっても、支援を行う地域側にとってもメリットがある制度となっており、今回挙げた地域以外にも、厚沢部町や和寒町、豊浦町、占冠村、新冠町なども地域おこし協力隊制度を利用した就農支援を行っていることが知られている。今後も北海道においては、地域おこし協力隊制度を活用した就農支援が一定の役割を果たしていくのではないかと考えられる。

ただし、就農準備資金を利用する場合は、研修先が原則的にサポート体制の整備をした機関に限られていたり、交付対象者に研修計画の申請や報告書の提出を義務付けたりと、確実な就農を促すような制度設計となっているのに対し、地域おこし協力隊制度は就農支援そのものを目的とした制度ではないため、就農支援に結びつけるような意識的な運用を行う必要がある。最初の段階では、就農希望者の人物を見極め、その人の熱意や農業に対する理解をしっかりと精査して受け入れる必要があるだろう。そして、地域おこし協力隊制度を利用して就農支援を行うのであれば、技術の習得や農地の確保に対する支援の仕組みもしっかり整備したうえで総合的な支援体制を構築する必要がある。総じて、地域おこし協力隊制度を活用して、確実な就農が出来るような運営を行う力量が、自治体等の支援主体に求められると言える。

要約

北海道では近年地域おこし協力隊制度を利用して新規就農支援を行う地域が増加している。本論文では現在活動中の隊員がいる北海道の3地域を事例に、協力隊制度が新規就農支援においてどう利用されているか、また、なぜ新規就農支援に利用されているかを明らかにした。協力隊制度は資金確保支援に貢献しており、その他の農地の確保や技術の習得に対する支援と組み合わせることによって、総合的な就農支援体制が構築されていた。そして、協力隊制度が就農支援として利用されている要因は新規就農者に対する利点として3点、支援主体側からの視点として2点の計5点があった。新規就農者に対する利点は、生活費等へのサポートが充実していること、研修中断に伴うリスクが低いこと、研修の期間を相対的に長く取れることである。そして、支援主体側の視点からの要因は募集やインターンに要する経費が補助されること、就農希望者の希望に沿った支援が可能になることである。

キーワード：地域おこし協力隊、新規就農、担い手、地域農業

註)

- 1) 厚真町の農業後継者として認定を受けたものが、就農5年以内に無利子で最大240万（最大120万円の償還免除）の融資を受けられる、厚真町独自の就農支援制度である。
- 2) 名寄市独自の制度である経営準備支援助成金として以下の4つがある。①経営開始時、就農準備や経営にかかる運転資金等に要する経費として1人当たり月額10万円以内を最長2年間、②就農後の施設及び機械導入に要する規則で定める経費として補助率1/2まで最大150万円、③就農における種苗・肥料等に係る経費として補助率2/3まで最大50万円、④取得後の農地の土壌改良に要する経費として補助率2/3まで最大100万円。
- 3) 深川市の新規就農者のうち、農業経営者になる者には200万円、農地所有適格法人の構成員となる者には100万円又は出資額のいずれか低い方の額が助成される。

引用文献

- [1] 江川章（1999）「新規参入者に対する支援体制の現状と課題—全国市町村アンケート分析結果—」『農業経営研究』37(1)：47-50。
- [2] 江川章（2012）「多様化する新規就農者の動向と就農支援の取り組み体制」『農林金融』65(11)：732-745。
- [3] 金ヶ崎一美（2021）「厚沢部町農業担い手育成対策協議会が本格稼働：地域おこし協力隊制度を活用したハウス立茎アスパラガスによる第三者継承」『農家の友』73(6)：74-76。